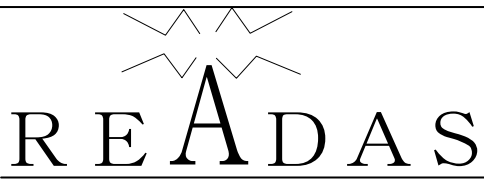


第 4399 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 1月12日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 新公益法人制度と税制

Q：公益法人制度が新しくなったそうですが、税制はどうなったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

公益法人制度は、従来、主務官庁による設立許可が必要でしたが、これが廃止され、一般社団法人・一般財団法人は登記のみで設立できるようになり、このうち公益事業を行う一定の基準に適合している法人については、公益法人に認定される制度に変わりました。

これにより、従来の社団法人・財団法人は一般社団法人又は一般財団法人として存続することになりましたが、新制度に移行するまでの間は特例民法法人として従来の法人制度が維持されることとなります。新公益法人制度の税制は、次のようになっています。①②に対する法人税率は30%（所得800万円以下は18%）、③は22%（所得800万円以下は18%）です。

①公益社団法人、公益財団法人

公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

②一般社団法人、一般財団法人

イ)非営利型法人

公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

ロ)営利型法人

普通法人として取り扱われ、全ての所得に対して課税されます。

③特例民法法人

公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得に対して課税されます。

